

利用者負担割合

介護保険負担割合証

介護保険サービスを利用するときの利用者負担割合が下表の基準により異なります。すでに要介護認定を受けている人・総合事業対象者には、毎年7月下旬に利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を郵送いたします。新規に要介護認定を受けた人には、被保険者証と一緒に郵送いたします。介護保険サービスを利用する際は、「介護保険負担割合証」を事業者に提示してください。

負担割合	所得基準
3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上
1割	上記以外の人 (※第2号被保険者は1割負担)

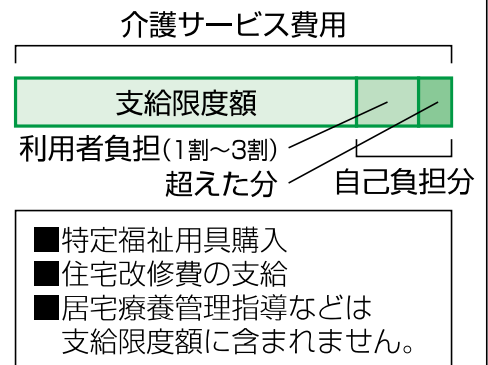
※高額介護サービス費（次のページ参照）の支給による負担上限があるため、所得の高い利用者全員が2・3倍の負担になるわけではありません。

サービス利用の限度額

○在宅サービス・介護予防サービスを利用した場合

介護認定を受けて介護保険サービスを利用する場合、利用できる金額は要介護度ごとに上限が決められています。

居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）に基づき上限額の範囲内で必要なサービスを利用し、利用したサービスの介護保険負担割合証に記載された割合が自己負担となります。



★1か月あたりの在宅サービスの利用限度額★

状態区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスを利用できる上限額	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
上限額までサービスを利用した場合の本人負担額（1割負担の場合）	5,032円	10,531円	16,765円	19,705円	27,048円	30,938円	36,217円

○施設サービスを利用した場合 ※施設サービス等には利用限度額はありません。

施設サービス費用の利用者負担分と居住費（滞在費）、食費、日常生活費が自己負担となります。

